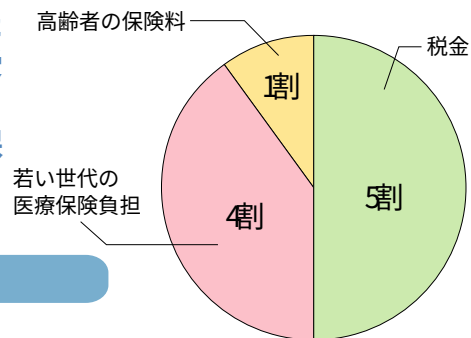


長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について

日本の医療費は今後ますます増大します。将来にわたり国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受けられるように、国民みんなで支えるため「税金で5割、若い世代の医療保険からの負担で4割、高齢者の保険料で1割」というルールで始まりました。



対象となる人

75歳以上の人

65歳から74歳で一定の障害がある人(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた人)

医療費の自己負担

医療機関での自己負担は1割です。ただし、現役並みの所得の人は3割です。

保険料

被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計金額を被保険者全員が支払います。

$$\text{保険料} = \text{限度額 50万円} \left[\begin{array}{l} \text{一人当たりの定額の} \\ \text{保険料(均等割)} \\ \mathbf{50,935円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得に応じた保険料(所得割)} \\ \mathbf{\text{総所得金額等} - 33\text{万円(基礎控除)} \times 9.24\%} \end{array} \right]$$

世帯の所得が低い人は、7割、5割又は2割が軽減されています。

総所得金額等とは、前年中の「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」、「年金収入－公的年金等控除」等で、各種所得控除前の金額です。

※均等割額、所得割率は2年毎に見直します。

改善策(ⅱ) 所得の低い人の保険料をさらに軽減しました。

1. 均等割の軽減割合を拡大

平成20年度は、保険料の均等割が7割軽減となる人について、その軽減割合を8.5割軽減に拡大しました。

軽減後の保険料の均等割額(年額)

7割軽減 15,280円



8.5割軽減 7,500円

2. 所得割の軽減

住民税非課税など所得の低い人(年金収入153万円から211万円まで)は、平成20年度は一律50%軽減です。

平成21年度以降については、来月1月に決定予定です。

改善策(ⅲ) 年金天引きに代えて保険料の口座振替ができるようになりました。

年金天引きとなっている人で、次に該当する場合、お申し出により口座振替へ変更ができます。なお、手続きに2か月程度かかりますので、ご注意ください。

(ⅲ)国民健康保険税を、確実に納付していた人(本人)が、ご本人の口座から振り替える場合

(ⅳ)年金収入が180万円未満の人が、世帯主(本人の場合を除く)または配偶者の口座から振り替える場合

※世帯主又は配偶者の人が、これまで国民健康保険税に滞納がある時は、変更できない場合があります。

※お申し出の手続きは、後期高齢者医療保険に加入された後をお願いします。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 保険料に係る社会保険料控除

原則として保険料は年金から天引きされます。この場合、保険料を支払った人は年金の受給者自身であるため、年金受給者本人の社会保険料控除が適用されます。制度の見直しにおいて、被保険者の世帯主または配偶者が口座振替により保険料を支払うように変更ができることとなりました。この場合は、口座振替によりその保険料を支払った世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。このように、年金天引きの場合と世帯主または配偶者が口座振替により支払う場合では、社会保険料控除適用の対象者が変わるため、世帯全体の所得税や住民税の負担が変化する場合があります。

例（75歳以上の夫婦2人世帯）

H 20.3.31まで国民健康保険に加入
夫婦の国民健康保険税を世帯主の夫が納税



夫の社会保険料控除対象



H 20.4.1から2人とも後期高齢者医療保険に加入
夫の後期高齢者保険料 妻の後期高齢者保険料



夫の控除対象

年金天引き

夫の口座から
口座振替

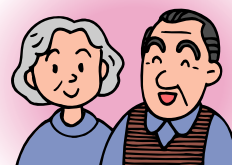
妻の控除対象

夫の控除対象

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する前日まで、＊被用者保険の被扶養者であった人も10月から保険料の納付が始まります。

＊被用者保険は政府管掌保険および組管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国保組合は該当しません。

後期高齢者医療制度に加入される前日まで、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料が軽減されます。



被保険者となる月から2年間	被保険者均等割額：5割軽減
---------------	---------------

所得割なし

平成20年度における特別措置

平成20年4月～9月	保険料の負担なし
平成20年10月～21年3月	被保険者均等割額：9割軽減

所得割なし

＊この軽減に該当される人で、9月以前に保険料の徴収が開始されている人は「被用者保険の被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが下記問い合わせ先までお知らせください。

■問い合わせ先 国保年金課医療・年金係 内線 422